

報道関係者各位 プレスリリース

> 2018年12月3日 No. 18-029

株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 雄彦

## 静岡開催

東京リーガルマインド (LEC) 40 周年記念・オープンセミナー (無料) 連続開催!

知らないと損をする労働者を守る法律の話 第8弾!

法律がどこまで労働者を守ってくれるか知っていますか?

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は 40 周年記念セミナー第8弾として「知らないと損をする労働者を 守る法律の話」セミナーを静岡本校にて実施いたします。

# 総合労働相談は 10 年連続で 100 万件を超えています!

厚生労働省より平成30年6月に発表された報道発表資料によると、平成29年の総合労働相談件数は110万4,758件で、10年連続で100万件を 超え、多く方が労働局や労働基準監督署などに設置されている労働者のための相談窓口へ直接赴き、相談をするに至っているといわれて います。同月に発表された労働力調査では就業者数は6687万人とされており、リーマンショック以降、雇用状勢は改善され就業者は向上 しておりますが、それに伴い労働相談も増えているというのが現状です。

働くことになった場合、労働者と会社側とで労働契約が発生し、この労働契約はどういう条件で働くかなどといったルールを労働者と会 社の合意で決めることが基本となっていますが、それぞれが自由に結べるものではなく、原則的なルールを法律によって定めています。 労働者は会社と比べると弱い立場となるため、自由に契約を結べるということにしてしまえば、会社が提示する一方的な条件に労働者が 従わなければならないケースもでてくることは容易に想定されるからです。一方に不利益な契約内容とならないよう、労働基準法をはじ めとする法律は定められており、これらの法律を理解して、労働者自身の権利を守ることにつながります。

40周年記念・オープンセミナー第8弾「知らないと損をする労働者を守る法律の話」では、労働者の立場に立って「知っておくべき法律 とその活用方法」について解説するセミナーです。

## ■セミナー内容(一部)

## 労働関係法令の内容とその活用方法を分かりやすく説明します!

- 1. パワハラ、セクハラ、モラハラ・・・法律はどこまで労働者を守ってくれるか知っていますか?
- 2. 労働時間のルール。割増賃金になるのはどの時間? など

#### ■担当講師



## 中谷 江津子 先生/社会保険労務士

平成26年3月 なかたに社会保険労務士事務所 開業 【保有資格】

社会保険労務士(平成20年合格)/産業カウンセラー(平成22年合格)

特定社会保険労務士(平成24年合格)

## ■開催情報

日 時:2018年12月15日(土) 16:00~17:00

場 所:静岡本校

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 3-21

ペガサート(受付3階)

受講料:無料

★詳細はこちら⇒http://www.lec.co.jp/40th/

## ■会社概要

株式会社 東京リーガルマインド

昭和54年創業の国家資格取得・公務員試験合格などを支援する資格の総合スクールです。法律系、ビジネス系、会計系など 幅広い講座を全国で展開し、長きに渡る各種資格・国家試験対策講座で培ったノウハウを駆使し、さまざまなサービスを提 供しています。

パルコ

国道 1号網

TEL: 0570-064-464

TEL: 03-5913-6220

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター

取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 総務課